

## 「広島大学マスタース広島」会則

- 1 名称 本会は、「広島大学マスタース広島」と称する。
- 2 目的 本会は、広島市在住の広島大学の元教職員（非常勤教職員を含む）及び本会の活動に関心のある者を中心として、会員相互の親睦・交流等を深め、地域社会及び広島大学のニーズに対応した活動に協力するとともに、広島大学の行う社会連携等の各種事業を支援することを目的とする。
- 3 事業 本会は、次の事業を行う。
  - (1) 会員相互の親睦・交流
  - (2) 地域社会のニーズに対応した活動及び市民の生涯学習に対する支援
  - (3) 広島大学が行う社会連携等の各種事業に対する支援
  - (4) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 4 会員 本会は、次の会員をもって構成する。
  - (1) 正会員 広島市在住の広島大学の元教職員（非常勤教職員を含む）及び本会の活動に関心のある他地域在住の広島大学の元教職員（非常勤教職員を含む）
  - (2) 協力会員 本会の趣旨に賛同し、その活動や運営を積極的に支援する者
- 5 運営 本会は、次の体制でもって運営する。
  - (1) 本会は、正会員のうちから代表幹事及び幹事（若干名）を選出し、運営に当たる。必要に応じて、会長、顧問、参与を置くものとする。任期は2年とし、再任を妨げない。
  - (2) 本会に監査（2名）を置き、正会員及び協力会員から各1名を選出する。
  - (3) 年1回総会を開催する。
  - (4) 本会の目的を達成するため、必要な各種事業を随時行い、関係会員にその情報を伝える。
- 6 出資金 正会員は、一口（1万円）を出資する。退会時には、所要経費を差し引いて出資者に返却する。
- 7 拠出金 正会員は、3の事業に要する経費に充当するため、本会を通じて行われた事業について、そこで得た収入の一部を、別途定める細則に基づき、本会に拠出するものとする。
- 8 事務局 広島大学東千田キャンパス内に置く。

〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号  
広島大学東千田地区支援室気付  
FAX：082-542-6964  
E-mail：masters2@hiroshima-u.ac.jp
- 9 附則 本会則は、平成22年8月7日より施行し、この日を本会の設立日とする。